

特集

農協法改正に伴う理事の構成要件の対応について

平成28年4月1日に改正農協法が施行され、理事の資格構成が変更されました。理事の資格構成につきましては、原則として理事定数の過半数が「認定農業者又は農畜産販売・法人の経営などに関し実践的な能力を有する者」でなければなりません。当JAにおきましては、平成30年の通常総代会が役員改選期となるため、改正農協法に則した改選を行ってまいりますので、組合員皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 理事構成要件

理事の定数の過半数は、原則として『認定農業者・実践的能力者』をもって充てることとし、認定農業者に準ずる者についても理事の資格構成要件に含めることとしています。(認定農業者、実践的能力者、認定農業者に準ずる者の内容は別記に記載しています。)

2. 規定関係の整備

各ブロックの推薦会議でご意見等を聴き、当JA理事会で役員選任内規を変更し、本年6月の通常総代会で報告させて頂きました。また、総代会資料の要約版を組合員皆様に配付し、役員選任内規の変更についてお知らせしているところであります。

3. 改正に対応した理事候補者の選出

平成30年6月の役員改選にあたっては、別記の「役員選任内規別表1」に理事定数を記載していますが、認定農業者等(認定農業者、実践的能力者、認定農業者に準ずる者)の理事数は、理事定数の過半数としています。

4. 今後の改選スケジュール

平成30年1月に総代選挙があり、総代選挙後に役員推薦委員の選出をお願いすることとなり、役員推薦委員決定後、詳細な説明をさせていただく予定です。

役員選任内規 別表1

役員候補者推薦区		理事数	認定農業者等	監事数	役員候補者推薦区		理事数	認定農業者等	監事数			
地区	区域				地区	区域						
第1区 くらしき東 ブロック	一区	粒江・藤戸・児島	4	1	第3区 倉敷西 ブロック	一区	船穂	6	1			
	二区	菅生・中庄				二区	玉島					
	三区	帯江・豊洲				三区	玉島北					
	四区	庄				四区	金光					
	五区	茶屋町・早島町				五区	鶴方中央・鶴方・東小・六条院 小坂・里庄・里庄東・寄島					
計		6	4	1	計		10	6	1			
第2区 吉備路 ブロック	東部一区	総社・常盤	3	2	第4区 西部 ブロック	一区	井原・出部・高屋・大江・稻倉 粟主・木之子・荏原・野上 青野・西江原	5	1			
	東部二区	三須・服部・阿曾				二区	美山・堺・宇戸・日里					
	東部三区	池田				三区	芳井・明治・共和・弥高					
	東部四区	清音				計				7	5	1
	東部五区	山手				女性理事				2		
	西部一区	秦・久代・山田・新本・神在	4	3	全 域	員外監事			1			
	西部二区	昭和				合計		32	20	5		
	南部一区	川辺・岡田・圃・嵯峨野										
	南部二区	二万・呉妹・服部・箭田										
	計		7	5	1							

認定農業者等とは

◎認定農業者に準ずる者

- ・認定農業者である法人の重要使用人
- ・認定農業者OB
- ・認定農業者の親族
- ・認定就農者
- ・集落営農の役員
- ・指導農業者
- ・基本構想水準到達者とその親族
- ・生産部会の代表

◎実践的能力者

- ・JAグループ関係者
- ・JAが行う事業に関して実践的な能力を有する者
- ・農業法人経営にかかる能力を有する者
- ・国家資格を有する者

◎認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を市町村が認定した農業者および農業生産法人の役員

当JAは、食と農・くらしを基軸としての役割を發揮し、持続可能な農業と豊かな地域社会の実現に取り組んでいます。

【お詫び】
役員選任内規の一部改正は、本年6月27日の総代会で報告させて頂きましたが、この「役員選任内規別表1」における全域から推薦される女性理事につきましては、女性部員はもとより、多くの女性のなかから推薦することとしております。このため、「役員選任内規別表1」において表記を女性部としていましたが、女性部枠と読み取られかねないため、女性理事という表記に変更いたしましたのでお詫び申し上げます。